

八戸市立江南小学校 地域学校連携協議会会則

(名称)

- 第1条 1 この会則は、八戸市立江南小学校地域学校連携協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

- 第2条 1 協議会は、保護者及び地域住民が、学校運営に参画し、地域住民等と学校との協議による「開かれた学校づくり」を推進するために設置し、以下の内容に寄与することを目的とする。
- ① 「願い」「情報」「責任」「学び」の四つの学校・家庭・地域社会が共有し、PTA活動や地域活動などとの連携・協力を深めることにより、よりよい教育環境と支援体制を整備し、学校教育の質を向上させる。
 - ② 教育方針等に地域住民等の願いを反映させるとともに、地域の特色や地域住民等の教育力を生かした教育活動を展開することにより、児童生徒のふるさとへの誇りと愛着を育む。
 - ③ 地域の次世代を担う子どもたちの健全育成を通して、明るく活力あるまちづくりに貢献する。

(委員)

- 第3条 1 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。
- ① 在籍する児童の保護者
 - ② 地域住民
 - ③ 教職員
 - ④ 地域の保育関係者、幼児教育関係者、学校教育関係者
 - ⑤ 学識経験者
 - ⑥ 関係行政機関の職員
 - ⑦ 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 2 校長は、委員を推薦することができる。
- 3 委員の定数は、15人程度とする。
- 4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。
- 5 委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(任期)

- 第4条 1 委員の任期は、任命の日から1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員はその身分を失う。

(任務)

- 第5条 1 校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得る。
- (1) 教育課程の編成に関すること
 - (2) 学校経営計画に関すること
 - (3) 組織編成に関すること
 - (4) 学校予算の編成及び執行に関すること

- (5) 施設、設備の管理及び整備に関すること
- (6) その他校長が必要と認める事項
- 2 校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行う。
- 3 協議会は、学校の運営全般について、八戸市教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 4 協議会は、第2条に定める目的を踏まえ、職員の採用その他の任用に関して、校長及び八戸市教育委員会を通じて青森県教育委員会に対して意見を述べるができる。ただし、教職員の懲戒や異動希望等の意見を述べることはできない。

- 第6条 1 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 協議会及び推進校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような非行を行うこと。

(報酬等)

- 第7条 1 委員の報酬は、年額3,000円とする。

(情報の提供及び説明)

- 第8条 1 校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動が行えるよう、情報の提供及び説明に努めるものとする。

(児童の意見の聴取)

- 第9条 1 協議会は、校長の同意を得て、児童の意見を聴取することができる。この場合、児童の発達の段階等に応じ、必要な配慮をしなければならない。

(会長及び副会長)

- 第10条 1 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。
- 2 会長は校長が指名する。副会長は、校長と協議の上、会長が指名する。ただし、江南小学校の校長その他の教職員を会長又は副会長に選出することはできない。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

- 第11条 1 会長は、校長と協議のうえ、協議会の会議を招集し、議事を掌る。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 5 校長は、会議に出席し意見を述べるとともに、職員を出席させることができる。

(支援事業等)

第12条 1 校長は、第5条の2に規定する運営への参画等を具体的に進めるため、次の支援活動を行う。

- ① 教育活動支援では、学習支援ボランティアの拡充、校外学習・行事支援ボランティアの拡充、部活動ボランティアの拡充等の活動を行う。
- ② 環境整備支援では、主として校内外環境整備、学校図書館整備・活用等の活動を行う。
- ③ 安全対策支援では、安全・防犯に係わる活動等の活動を行う。
- ④ 交流連携支援では、地域行事への参加、交流等、幼稚園・保育園・小学校・中学校との交流活動等を行う。

(指導及び助言)

第13条 1 協議会は、運営状況等について、教育委員会からの指導及び助言を受けることができる。

(指定の取消し)

第14条 1 校長は、協議会運営が著しく適正を欠くことにより、学校の運営に著しい支障が生じまたは生じるおそれがあるときは、指定の取り消しを申し出ることができる。

(解任)

第15条 1 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- ① 第6条の義務に違反したとき。
- ② 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- ③ その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 1 この会則の実施に関し必要な事項は、学校の実態に即して協議会が定める。

附則

この会則は、平成27年6月11日から実施する。

令和6年6月13日一部改正。